

第 11 回社会保障審議会児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

加藤委員提出資料

7月30日第11回は、担当科目の試験監督日にあたり、調整が不能となり、まことに残念ですが、欠席せざるを得ない状況にあります。紙面にて、報告をさせていただきます。

市町村、児童相談所を含めた児童虐待対応は、予防から自立支援まですべての子どもの発達にかかわる大きな領域を担います。まずは子どものニーズを理解しつつ、家庭の支援をも念頭にいたれた在宅支援についてさらに強調したい点や、付け加えたい点についてまとめております。

• これまで言及されている項目ではあるが更に補足、強調する必要がある点

1. 児童虐待対応について、通告後の約8～9割は在宅事例である。それらは、要保護児童対策地域協議会において台帳管理され、支援方針が協議決定される。

1) 児童相談所及び市町村の関係機関がともに重なっている事例は多い。

したがって、機関連携をし、支援に向けた協働体制をとることは必須である。

2) 緊急対応する必要のある以外は、要保護児童対策地域事例として登録し、実務者会議開催にて、新規事例については月一回開催し、構成機関は主に担当する機関で構成される。新規事例については、アセスメントし、支援方針を共有しておく。また、その際、市町村か、児童相談所か、どちらが主たる機関であるかを決定する。また、情報が不十分であれば、担当者が収集にあたり方針決定に役立て、適宜、個別ケース検討会議を開催し、再度のアセスメントと子どもと家族の支援を明らかにしていく。その際、短期、中期、長期など支援の優先順位については、時に家族とともに決定をしていく姿勢が重要となる。

3) 継続事例については、別途実務者会議を開催する工夫をする。

4) スーパーバイザーの活用（外部からの派遣による活用）。

5) ケースについては新たに得られた情報は直接担当者がケース内容について調整機関のリーダー役に伝えておく（相談担当者が調整機関機能を持つ場合もあるがリーダーが必要）。

2. 実務者会議の中での進行管理会議の実態調査結果から明らかになった点

1) 調整機関の専門職採用、5年以上のベテランが雇用されることが必要である。

学校、保育所、医療機関、保健、その他地域内の機関や地域の関係者と知り合う努力が積み重なるため、機関同士の連携なども取りやすくなる。

実務者会議においても、個別ケース検討会議を再度開く必要があるかどうかについても、指摘できる。よって早期に対応でき、予防につながる。

- 2) 実務者会議においては、町、区、市など人口構造も異なるため、それぞれの地域での利点を生かしながら、進められている。よって、実務者会議の在り方と台帳管理（要保護児童のケース管理）の方法の工夫についてさらに検証を深める必要がある。
- 3) 子育て支援からのつながりを大切に、学校では異年齢の交流などを深めている努力がなされるなどが行われている自治体がある。このように、**実務者会議から得られた知見から子育て支援にフィードバックさせていけているため、社会資源や予防の知見をつみあげていく必要がある。**

3. 事例の連携や、情報の共有化が何故必要なのかについての再確認

—個別ケース検討会議の重要性および、研修の必要性—

- ① 死亡事例や重症事例の検証から得られた知見でみていくと、その多くは、情報の共有化がなされなかったことが多くある。8機関がその家族や子どもに関わりながら、全く個別ケース検討会議が開催されないまま悪化してしまった検証報告事例が参考になる。
事例に直接かかわる関係者が、それぞれに気になる点や情報があれば、調整機関を通じて個別ケース検討会議開催を提案し、定期的、あるいは変化の都度開催することが常態化することが重要である。
- ② 個別ケース検討会議を開催する意味は、情報の共有に留まることなく、課題となる点を共有化し、支援の役割分担をすることで、重なりを避け、同じ目標に沿って、子どもや家庭を支援していく点である。また、その情報は決して一人歩きすることではなく、守秘義務が要保護児童対策地域協議会の中で守られる点である。
- ③ 児童相談所で、十分に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議について理解し、利用できていない場合もある。
また、市町村調査（平成 26 年度児童福祉問題事業研究（加藤担当）において、個別ケース検討会議についての「研修実施なし」の自治体は約 4 割を占めた。今後、**連携の具体的な活動**としての個別ケース検討会議の運営についての研修は必須である。ただし、うまく機能するためには、**基礎研修の実施や専門職採用を増員させることが前提となる。**

これまでの議論では明確にされていない項目について、

4. 社会的養護の被害児と要保護児童対策地域協議会の関係

- 1) 一時保護後帰宅する場合には、必要に応じ前もって要対協の主たる支援機関と共に、**個別ケース検討会議**を開催する。もしくはすみやかに要対協に保護解除に関する情報提供を行い、支援体制を整える。
- 2) 施設解除後は、新しい環境で家族と暮らし始める子どもの場合。
児童相談所や、要保護児童対策地域協議会の児にかかわる関係機関、児童福祉施設（児童

養護施設、乳児院)と協議をしたうえで、退所の有無を検討する。さらに退所前には要保護児童対策地域協議会の関係する機関を交えて、**個別ケース検討会議**を開催する必要がある。また退所後についても個別ケース検討会議を開催する。事例により家族とともに復帰をめざす家族会議開催も視野に入れる。

3) 児童家庭支援センターとの関係

実務者会議参加により、施設での子どもの様子、施設後の親との状況など、要保護児童対策地域協議会の一員として、情報提供をしつつ、支援者役割を明確にしておくことが求められる。

4) 母子生活支援施設との関係

要保護児童対策地域協議会の対象事例となる場合には、母子生活支援施設も参加し、役割分担をしていくことが重要となる。母子生活支援施設のケア機能は重要である。

3. 関係機関連携の強化

- 1) **医療機関との連携の強化**、及び要保護児童対策地域協議会をはじめ、市町村の役割などの役割について理解を深める必要性
- 2) 虐待事案の診療報酬（ケースカンファレンスや入院加療などの負担に対する診療報酬加算）、医療ソーシャルワーカー活動の点数化などにより、児童虐待事例による安定した対応の強化の必要性

4. 今後必要な点

- 1) **児童相談所がまず要保護児童対策地域協議会活動や、市の機能を理解することが重要。**
児童相談所は一人（一機関）で抱え込む傾向があるため、地域生活実態の把握や地域サービスなどの支援につなげるために市町村や関係機関の連携については、**個別ケース検討会議開催**を利用する利点を学ぶ機会を多くしていく（顔と顔のみえる関係づくり）。
- 2) **要保護児童対策地域協議会が児童相談所の一時保護や施設入所への判断に関する理由を適切に理解し、9割におよぶ在宅支援ケースに適切に関わることが、一時保護解除後や施設退所後の死亡事例を出さないことにつながる。**

参考) 平成26年度児童福祉問題事業研究報告（主任 加藤曜子）

第1次～10次 社会保障審議会死亡等検証事例報告および、自治体報告の重大事例報告書、子どもの虹情報研修センター研修資料など